

高浜町上下水道課

令和5年度 水質検査計画

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水および浄水の水質状況
- 4 水質検査の項目、検査地点、検査頻度
- 5 臨時の給水検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画および検査結果の公表方法

1 基本方針

- ・ 検査地点は、町内給水栓および水源とします。
- ・ 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目および農薬項目等、高浜町で必要と考えられる項目とします。
- ・ 検査頻度は別表 1 の検査計画のとおりとします。

2 水道事業の概要

町内には上水道 1 施設、簡易水道 4 施設、飲料水供給 2 施設を有し、それぞれ浄水場・配水池等を有しています。水源は地下水・表流水・湧水を利用しています。

(1) 上水道施設

関屋川流域の地下水を水源とし、高浜町上水道センターにおいて除鉄・除マンガン処理の後、塩素消毒を行い、高浜配水池へ送水し自然流下およびポンプ加圧にて町内に配水します。

(2) 日引簡易水道施設

大谷川の表流水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下にて日引地区に配水します。

(3) 鎌倉簡易水道施設

鎌倉地区内の湧水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下にて鎌倉地区に配水します。

(4) 山中簡易水道施設

山中地区内の湧水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下およびポンプ加圧にて山中地区に配水します。

(5) 神野・神野浦簡易水道施設

神野地区内の湧水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い神野配水池へ送水し、自然流下およびポンプ加圧にて神野・神野浦地区に配水します。

(6) 上瀬飲料水供給施設

上瀬川の表流水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下にて上瀬地区に配水します。

(7) 宮尾・下飲料水供給施設

八幡川の表流水を水源とし、膜ろ過にて浄水処理後、塩素消毒を行い自然流下およびポンプ加圧にて宮尾・下地区に配水します。

3 水道の原水および浄水の水質状況

(1) 上水道施設

原水 浅井戸、深井戸を水源とし、過去においても年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(2) 日引簡易水道施設

原水 大谷川の表流水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(3) 鎌倉簡易水道施設

原水 湧水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(4) 山中簡易水道施設

原水 湧水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(5) 神野・神野浦簡易水道施設

原水 湧水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(6) 上瀬飲料水供給施設

原水 上瀬川の表流水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

(7) 宮尾・下飲料水供給施設

原水 八幡川の表流水を水源とし、過去において年1回の水質検査を行っていますが、良好な水質を維持しています。

浄水 過去の検査結果においても水質基準を十分に満たしており、安全な水道水を供給しています。

4 水質検査を行う項目、検査地点、検査頻度

- 水質検査を行う項目

検査項目は、別表2のとおりとします。

- 検査地点

浄水 上水道施設は町内2箇所、簡易水道および飲料水供給施設は各1箇所で採水します。

原水 各取水施設で採水します。

- 検査頻度

水道法等で検査が義務づけられている基準に基づき別表1のとおりとします。

また、毎日検査は、色、濁り及び消毒の残留効果について、別表3のとおり1日1回検査します。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に実施します。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(2) 浄水過程に異常があったとき。

(3) その他特に必要があると認められるとき。

6 検査方法

水道法第20条第3項の登録を受けた検査機関に水質検査を業務委託します。

- 委託業者

福井市光陽4丁目4番27号 株式会社 北陸環境科学研究所

- 委託範囲

別表に掲げる水質検査のすべて。

7 水質検査計画および検査結果の公表方法

高浜町上下水道課のホームページにおいて公表します。

検査項目一覧

※指定の無いものは浄水とする。

毎月 9項目		全項目 51項目		全項目(原水) 39項目		糞便汚染の指標菌検査(原水)	
1	一般細菌	1	一般細菌	1	一般細菌	1	大腸菌(E. Coli)
2	大腸菌	2	大腸菌	2	大腸菌	2	嫌気性芽胞菌
3	塩化物イオン	3	カドミウム及びその化合物	3	カドミウム及びその化合物	農薬検査(原水) 13項目	
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	水銀及びその化合物	4	水銀及びその化合物	1	トリクロロホン(DEP)
5	pH値	5	セレン及びその化合物	5	セレン及びその化合物	2	ブプロフェジン
6	味	6	鉛及びその化合物	6	鉛及びその化合物	3	シラフルオフェン
7	臭気	7	ヒ素及びその化合物	7	ヒ素及びその化合物	4	オキシ銅
8	色度	8	六価クロム及びその化合物	8	六価クロム及びその化合物	5	フサライド
9	濁度	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	6	ジノテフラン
省略不可項目 23項目		10	亜硝酸態窒素	10	亜硝酸態窒素	7	フェノバルブ(BPMC)
1	一般細菌	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	8	シマジン(CAT)
2	大腸菌	12	フッ素及びその化合物	12	フッ素及びその化合物	9	イソキサチオン
3	シアン化物イオン及び塩化シアン	13	ホウ素及びその化合物	13	ホウ素及びその化合物	10	ダイアジノン
4	トリクロロエチレン	14	四塩化炭素	14	四塩化炭素	11	メプロニル
5	塩素酸	15	1,4-ジオキサン	15	1,4-ジオキサン	12	トリシクラゾール
6	クロロ酢酸	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	13	フェニトロチオン(MEP)
7	クロロホルム	17	ジクロロメタン	17	ジクロロメタン	水質管理目標 24項目	
8	ジクロロ酢酸	18	テトラクロロエチレン	18	テトラクロロエチレン	1	アンチモン及びその化合物
9	ジブロモクロロメタン	19	トリクロロエチレン	19	トリクロロエチレン	2	ウラン及びその化合物
10	臭素酸	20	ベンゼン	20	ベンゼン	3	ニッケル及びその化合物
11	総トリハロメタン	21	塩素酸	21	亜鉛及びその化合物	4	1,2-ジクロロエタン
12	トリクロロ酢酸	22	クロロ酢酸	22	アルミニウム及びその化合物	5	トルエン
13	ブロモジクロロメタン	23	クロロホルム	23	鉄及びその化合物	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
14	ブロモホルム	24	ジクロロ酢酸	24	銅及びその化合物	7	ジクロロアセトニトリル
15	ホルムアルデヒド	25	ジブロモクロロメタン	25	ナトリウム及びその化合物	8	抱水クロラル
16	アルミニウム及びその化合物	26	臭素酸	26	マンガン及びその化合物	9	残留塩素
17	塩化物イオン	27	総トリハロメタン	27	塩化物イオン	10	カルシウム・マグネシウム等(硬度)
18	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	28	トリクロロ酢酸	28	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	11	マンガン及びその化合物
19	pH値	29	ブロモジクロロメタン	29	蒸発残留物	12	遊離炭酸
20	味	30	ブロモホルム	30	陰イオン界面活性剤	13	1,1,1-トリクロロエタン
21	臭気	31	ホルムアルデヒド	31	ジオスミン	14	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)
22	色度	32	亜鉛及びその化合物	32	2-メチルイソボルネオール	15	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
23	濁度	33	アルミニウム及びその化合物	33	非イオン界面活性剤	16	臭気強度(TON)
		34	鉄及びその化合物	34	フェノール類	17	蒸発残留物
		35	銅及びその化合物	35	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	18	濁度
		36	ナトリウム及びその化合物	36	pH値	19	pH値
		37	マンガン及びその化合物	37	臭気	20	腐食性(ランゲリア指数)
		38	塩化物イオン	38	色度	21	従属栄養細菌
		39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	39	濁度	22	1,1-ジクロロエチレン
		40	蒸発残留物			23	アルミニウム及びその化合物
		41	陰イオン界面活性剤			24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
		42	ジオスミン			クリプトスポリジウム検査(原水)	
		43	2-メチルイソボルネオール			1	クリプトスポリジウム
		44	非イオン界面活性剤			2	ジアルジア
		45	フェノール類				
		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)				
		47	pH値				
		48	味				
		49	臭気				
		50	色度				
		51	濁度				

別表1

R5年度 水質検査頻度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上水道 取水	糞便 クリプトスポリジウム	糞便	糞便	原水全項目 糞便 クリプトスポリジウム	糞便 農薬	糞便	糞便 クリプトスポリジウム	糞便	糞便	糞便 クリプトスポリジウム	糞便	糞便
上水道 和田	毎月	毎月	浄水全項目	毎月	毎月	省略不可 管理目標設定項目	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
上水道 湯谷	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
日引	毎月	毎月	浄水全項目	原水全項目 毎月・糞便	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
鎌倉	毎月	毎月	浄水全項目	原水全項目 毎月・糞便	毎月 農薬	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
山中	毎月	毎月	浄水全項目	原水全項目 毎月・糞便	毎月 農薬	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
神野・神野浦	毎月	毎月	浄水全項目	原水全項目 毎月・糞便	毎月 農薬	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
上瀬	毎月	毎月	浄水全項目	原水全項目 毎月・糞便	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可
宮尾・下	毎月	毎月	浄水全項目	原水全項目 毎月・糞便	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可	毎月	毎月	省略不可

別表2

令和4年度 水質検査項目

番号	検査項目	基準値	浄水			原水
			毎月検査 (9項目)	省略不可項目 (24項目)	全項目 (51項目)	全項目 (39項目)
1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下		注1	○	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下		注1	○	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下		注1	○	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下		注1	○	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下		注1	○	○
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/l以下		○	○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		注1	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下		○	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下		注1	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下		注1	○	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下		注1	○	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下		注1	○	○
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下		注1	○	○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		注1	○	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		注1	○	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		注1	○	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		○	○	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下		注1	○	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下		○	○	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○	○	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下		○	○	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○	○	
26	臭素酸	0.01mg/l以下		○	○	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○	○	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○	○	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下		○	○	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○	○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下		注1	○	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		○	○	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下		注1	○	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下		注1	○	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下		注1	○	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下		注1	○	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下		注1	○	○
40	蒸発残留物	500mg/l以下		注1	○	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下		注1	○	○
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	注2		○	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	注2		○	○
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下		注1	○	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下		注1	○	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○
47	PH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○
48	味	異常でないこと	○	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○
50	色度	5度以下	○	○	○	○
51	濁度	2度以下	○	○	○	○

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

水質管理目標項目

番号	検査項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
5	トルエン	0.4mg/l以下
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下
7	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下
8	抱水クロラール	0.02mg/l以下
9	残留塩素	1mg/l以下
10	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下
11	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下
12	遊離炭酸	20.mg/l以下
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下
14	メチルtert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l以下
15	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下
16	臭気強度(TON)	3以下
17	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下
18	濁度	1度以下
19	pH値	7.5程度
20	腐食性(ランゲリア指数)	0
21	従属栄養細菌	2000個/ml以下
22	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
23	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L

農薬項目

番号	検査項目
1	トリクロロホン(DPE)
2	プロフェジン
3	シラフルオフェン
4	オキシ銅
5	フサライド
6	ジノテフラン
7	フェノポカルブ(BPMC)
8	シマジン(CAT)
9	イソキサチオン
10	ダイアジノン
11	メプロニル
12	トリシクラゾール
13	フェニトロチオン(MEP)

農薬については、検査前に地域ごとに使用される項目を確認し、検査を行います。

糞便汚染の指標菌項目

番号	検査項目
1	大腸菌(E.Coli)
2	嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム検査項目

番号	検査項目
1	クリプトスポリジウム
2	ジアルジア

水質検査回数

	回/年							
	毎月検査	省略不可検査	浄水全項目	原水全項目	糞便	農薬	クリプトスポリジウム	水質管理目標設定項目
上水道 取水	—	—	—	1	12	1	4	—
上水道 和田 地係	8	3	1	—	—	—	—	1
上水道 湯谷 地係	8	4	—	—	—	—	—	—
日引簡易水道	8	3	1	1	1	—	—	—
鎌倉簡易水道	8	3	1	1	1	1	—	—
山中簡易水道	8	3	1	1	1	1	—	—
神野・神野浦簡易水道	8	3	1	1	1	1	—	—
上瀬飲料水供給施設	8	3	1	1	1	—	—	—
宮尾・下飲料水供給施設	8	3	1	1	1	—	—	—

別表3

番号	検査項目	基準値
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上